

阿蘇市プレミアム付商品券 取扱事業所の手引き



※コピーの見分け方
・コピーしたものは円の中のロゴの色が黒くなります。

1. 事業概要

(1) 商品券の利用期間

使用期間: **令和3年6月21日(月)～令和3年9月30日(木)**

※有効期限を過ぎた商品券は無効とする

(2) 使用方法

ポスターが掲示してある取扱店において、現金と同等にて使用可能。ただし、釣り銭は出さないこと。

(3) 使用できないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・水道料金、バス・電車等(タクシーは除く)の公共料金)
- ② 宝くじ、有価証券、タバコ、商品券、回数券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ④ 出資や債務の支払い、取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業(ただし、同条第1項第1号から第3号を除く。)を行っている事業者
- ⑥ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑦ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い

2. 取扱店および換金

(1) 対象事業者

阿蘇市内に店舗を構える商工業者で商工会に「参加店登録申請書兼誓約書」を提出し登録した者。承認された取扱店は右のポスターを掲示。

(2) 対象外事業所

1ページの(3)使用できないものを主とした事業所。その他、本事業の目的に添わない業種等。

(3) 申込方法

「参加店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し事業所ごとに商工会へ申し込む。

(4) 募集締切日

随時募集。ただし、取扱店一覧に掲載されるのは**令和3年5月31日(月)**迄。

その後の申し込み分については Web 上に掲載予定。(商品券QRコードのHP)

(5) 使用についての注意

- ① 見本券やコピーではないか、確認すること。
- ② 1枚 1,000円として、現金と同様に扱うこと。ただし、釣銭は出さないこと。
- ③ **使用された商品券の裏面には必ず店舗名の記載と押印**を行うこと。
(押印なき場合、換金手続きの際に換金が出来なくなります)

(6) 換金方法

「**換金請求書**」に必要事項を記入し、使用済の「**商品券**」、「**信用組合の通帳**」を持参し、熊本県信用組合阿蘇支店へ依頼する。原則として即日換金を行う。また、やむをえず他行の口座へ振り込む際の手数料は取扱店負担とする。

※「換金請求書」については商工会より配布または商工会及び信用組合にて取得可能。

(7) 換金期間

令和3年6月21日(月)～10月15日(金)


平日 午前9時～午後3時の間



※本事業終了後、本年度中に商品券事業を行う場合の商品券使用期間、換金期間については、都度ご連絡いたします。

(8) 換金時の注意事項

- ・裏面に取扱事業所名、代表者名・押印がなき場合は換金できません。
- ・**商品券をホッチキス・テープでまとめるのは厳禁。必ず切り離した状態にして下さい。**
ただし、輪ゴムやクリップ等でまとめるのは可。
- ・換金期限を過ぎた請求は一切受け付けられません。
- ・信用組合以外の金融機関に振り込む場合、振込手数料は取扱店のご負担となります。
- ・他行へ振り込む場合、事前の口座の登録は不可。その都度、口座等の記入が必要です。
- ・換金が10万円以上となる場合は、会社の謄本と持込み人の免許証が必要となります。
個人事業者の場合は、免許証のみ。
- ・振込手数料は、当日支払いとなります。後日、支払いは不可。

ご利用の方へ	取扱店の方へ
<ul style="list-style-type: none">○この券は登録された店舗(ポスターを掲示した店等)においてのみ使用できます。○以下の物には使用できません。 (公共料金、たばこ、金券及び商品券等の有価証券、出資や債務返済に関わるもの。)○この券は交付された本人又はその家族、若しくはその代理人に限り使用できます。○この券は他の商品券との交換及び譲渡、売買を行うことは出来ません。○この券による購入等の際は、つり銭は支払われません。○この券の盗難、紛失又は棄損に対し、実行委員会はその責を負いません。 <p>有効期限 令和3年9月30日(木)まで</p>	<ul style="list-style-type: none">○この券持参のお客様に券と引換えに表記全額相当の物品の販売等の役務提供を行ってください。なお、店頭でのみの使用とし、仕入れや掛売りには使用できません。○この券の受領後は下の受領店舗押印欄に取扱申請書と同一事業者名を記入してください。なお、押印が無いものについては、無効となります。○この券は物品の販売等による受領後の再使用、交換、譲渡及び売買等行うことは出来ません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>受領店舗押印欄 (押印のある物は使用不可)</p><p>株式会社 阿蘇 代表取締役 阿蘇太郎</p></div>

全ての券の裏面に、取扱事業所名と代表者名をご記入し押印ください。ゴム印でも可

(9) 換金に関する問い合わせ

熊本県信用組合阿蘇支店
〒869-2301 阿蘇市内牧 226
☎0967-32-0731

(10) 阿蘇市プレミアム付商品券に関するお問い合わせ


阿蘇市商工会本所
〒869-2301 阿蘇市内牧 216-2
☎0967-32-0200

阿蘇市商工会一の宮支所・波野支所
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2020-1
☎0967-22-0789

阿蘇市プレミアム付商品券 換金請求書

令和 3年 6月28日

【取扱店情報】

事業所名	阿蘇商店		
住所・電話	阿蘇市内牧●●●	☎0967-32-●●●●	
代表者名	阿蘇 次郎		持込者名 波野 花子

【換金の内容】

阿蘇市プレミアム付商品券の換金枚数	100 枚	①
換金請求額 (①×1,000円)	100,000 円	②

【口座情報】

信組阿蘇支店の口座をお持ちの方		左以外の方
口座番号	● ● ● ● ● 1 1	※ 別途、振込依頼書にて振込をお願いいたします。 ※ 手数料は取扱店負担となります。
フリガナ 口座名義	アソショウテン アソジロウ 阿蘇商店 阿蘇次郎	

【金融機関記入欄】

A.申告枚数(①)	B.計測した枚数	C.うち無効	D.有効枚数(B-C)
枚	枚	枚	枚